

宮城県告示第六百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 仙台市
- 二 事業の種類 仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）に伴う市道付替工事
- 三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県仙台市若林区堰場地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県仙台市太白区根岸町地内から同市若林区舟丁地内までの延長〇.三キロメートルの区間を全体計画区間とする「仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）に伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線（宮沢橋工区）（以下「本体事業」という。）は、宮城県知事から平成二十九年二月十三日付けで都市計画事業の認可を受け、令和五年二月二十七日付けで変更認可を受けていることから、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十九条の規定により、法第三条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされるとともに、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本件事業は、道路法第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 1で述べたとおり、本体事業は都市計画事業の認可を受けていることなどから、起業者である仙台市は、本体事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。また、本件事業において付替えがなされる市道は、道路法第八条の規定に基づき仙台市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により仙台市

が道路管理者であることなどから、起業者である仙台市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

仙塩広域都市計画道路南小泉茂庭線（以下「本路線」という。）は、宮城県仙台市若林区遠見塚地内を起点とし、同市太白区坪沼地内を終点とする延長約十五、四四キロメートルの路線である。

本路線のうち、宮城県仙台市太白区根岸町地内から終点までの区間は、一般国道二百八十六号の一部として供用されており、仙台市西部と仙台市中心部並びに仙台市と柴田郡川崎町及び山形県を結ぶ重要路線の一部となっている。また、本路線が仙台市若林区舟丁地内で接続する都市計画道路宮沢根白石線（以下「宮沢根白石線」という。）は、J R仙台駅東口周辺において、仙台市中心部と仙台市東部を結ぶ一般国道四十五号、都市計画道路元寺小路福室線及び都市計画道路清水小路多賀城線と交差していることから、本路線は、仙台市西部から仙台市中心部を経由して仙台市東部に連絡する道路網の一部としての機能を有している。

しかしながら、本路線のうち、一般国道二百八十六号との接続交差点から宮沢根白石線との接続交差点までの〇、三キロメートル区間が未整備であり、当該区間に対応する現道である市道宮沢橋線と一般国道二百八十六号が交わる宮沢橋交差点が変形交差点となっているため、宮沢橋交差点で交通事故が多発しているとともに、市道宮沢橋線において旅行速度の低下や交通混雑が慢性化している。また、市道宮沢橋線は、仙台市営地下鉄南北線河原町駅から近隣の高等学校や宮城県武道館に向かう途中に位置し、学生等の歩行者が多数通行するが、橋梁の歩道幅員が狭く、歩道において歩行者と自転車の交通が輻輳するなど、交通の安全性が阻害されている。

本体事業の整備により、宮沢橋交差点が十字路交差点となり自動車走行位置が明瞭となることなどから、交通事故が抑制されるとともに、旅行速度が改善し、交通混雑の緩和が図られることとなる。また、本体事業で新たに架設される橋梁において十分な歩道幅員が確保されることから、通行する歩行者及び自転車交通の安全性向上に寄与することが認められる。

本件事業は、本体事業の施行に伴い遮断される市道の従来の機能を維持するための市道付替工事であり、当該市道を現に利用している地域住民が社会生活を営んでいく上で必要不可欠であると認められる。

なお、本体事業及び本件事業が生活環境等に与える影響については、本体事業は、環境影

響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和四年十二月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

上記の環境影響調査によると、本体事業及び本件事業の施行区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギバチ、ミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、キベリマメゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下「重要な種」という。)が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本体事業及び本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。

なお、本体事業及び本件事業の施行区間内の土地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本体事業は、仙台市条例による第四種第一級の規格に基づく四車線の道路を建設する都市計画事業である。本体事業の事業計画は、昭和二十九年十二月十日に都市計画決定され、その後、複数回の変更決定を経て、最終的に平成九年二月十八日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

本件事業は、本体工事の施行に伴い遮断される市道の従来機能を維持するため必要最小限の範囲で付け替えるものであり、本件事業の事業計画は、仙台市条例等に定める規格に適合していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べた

とおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、宮沢橋交差点及び市道宮沢橋線において交通事故や交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

仙台市若林区役所（建設部公園課）